

## 岡山市特別養護老人ホーム改築及び増築整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 特別養護老人ホームの入所者の福祉の向上を図ることを目的として、社会福祉法人が行う老朽化した特別養護老人ホームの改築及び増築整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、規則で使用する用語の例による。

- (1) 改築 既存施設の定員を増加させずに既存施設の一部又は全部を建て替えること（既存施設を解体せずに用途廃止、転用等する場合も含む）。
- (2) 増築 既存施設の定員を増加させるために整備を行うこと。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、特別養護老人ホームの改築及び増築整備事業とする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、市内において、特別養護老人ホームを運営し、岡山市特別養護老人ホーム（補助金対象事業）建替え整備事業者募集要項により募集され、市長に選定された社会福祉法人とする。

### (補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(3) その他施設整備事業として適当とは認められない費用

（補助金額）

第7条 補助金額は、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額（前条第1項第2号に規定する工事事務費については、工事請負費の2.6%を上限とする。）

(2) 次に掲げる補助事業の対象となる整備の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額

ア 特別養護老人ホーム（改築） 3,375,000円に定員数（改築前の定員数を上限とする。）を乗じて得た額

イ 特別養護老人ホーム（増築） 1,125,000円に定員数（30床を上限とする。）を乗じて得た額

(3) 総事業費から寄付金等の収入額を控除した額

2 前項の規定によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、様式第1号によらなければならない。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、施設整備申請額内訳書（様式第2号）とする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、工事着工報告書（様式第3号）を工事着工の日から7日以内に提出し、工事進捗状況報告書（様式第4号）を中間検査申請時に提出しなければならない。

（事業の繰越し）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の一部を翌年度に繰越しする必要がある場合には、速やかに協議を申し出るとともに、当該補助決定年度の1月10日までに事業繰越承認申請書（様式第5号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

（工事検査）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに工事検査申請書（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 施設整備精算額内訳書（様式第7号）

(2) 工事完了報告書（様式第8号）

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分等の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 前項に掲げる財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するため市長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて第1項に掲げる財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

## 事業計画書

### 1 対象施設の概要

- ( 1 ) 施設の名称及び所在地
- ( 2 ) 施設の種類
- ( 3 ) 事業の目的及び効果
- ( 4 ) 設置主体及び経営主体
- ( 5 ) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

### 2 施設整備費に係る事業計画

#### ( 1 ) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造(\_\_\_\_\_造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造(\_\_\_\_\_造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 施設整備工事費 \_\_\_\_\_円

イ 初度設備費 \_\_\_\_\_円

ウ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

エ 合 計 \_\_\_\_\_円

(注) 1 工事見積書を添付すること。

2 見積額内訳表を添付すること。(工事見積書の項目と内容的に異なる項目がある場合、その算出根拠が分かるものを添付してください。)

(3) 財源内訳

ア 市補助金 \_\_\_\_\_円

イ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 一般財源 \_\_\_\_\_円

機構借入金 \_\_\_\_\_円

その他借入金 \_\_\_\_\_円

寄付金 \_\_\_\_\_円

その他 \_\_\_\_\_円

ウ 合 計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

(5) その他参考資料

### 3 設備整備費に係る事業計画

#### (1) 事業計画

各施設毎に一覧表を作成し、品名、規格等、数量、単価、金額の各項目を記載すること。

様式第2号(第8条関係)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳 書

(都道府県市名) 岡 山 市

(設置者の名称) 社会福祉法人

(施設の名称) 特別養護老人ホーム

施設等種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A) 円	寄付金等収入 額 C 円	差引額 D(=A-C) 円	算定基準による補助基準額			補 助 金 額 H 円
					配分基礎 単 価 E 円	定員・施設 数 F (数)	補助基準額 G(E×F) 円	
特別養護老人ホーム(改築)								
特別養護老人ホーム(増築)								
施 設 整 備 費 計								

(注) 工事請負契約を締結する単位で作成すること。

様式第3号（第9条関係）

工事着工報告書

施設の種類		施設名		設置主体									
建物の構造 及び面積	構造	造	契約年月日										
	建築面積	m <sup>2</sup>	着工年月日										
	延面積	m <sup>2</sup>	完成予定年月日										
工事契約金額		円	施工業者										
月別工事工程表													
		年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出来高	金額												
	%												

市費補助工事につき，上記のとおり着工しましたので報告します。

年 月 日

岡山市長

様

補助事業者 住所

氏名

印

添付書類

- 1 現場代理人及び主任技術者等報告書
- 2 現場責任者及び主任技術者報告書
- 3 年度社会福祉整備費等下請協力業者報告書

様式第 4 号(第 9 条関係)

工事進捗状況報告書

施設名 \_\_\_\_\_

市費補助額	月末日の出来高	備考
円	%	

(添付書類) 出来高写真・外観 1 葉  
・内部 2 葉(主要部分各 1)

市費補助工事につき、上記のとおり進捗状況を報告します。

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住所  
氏名 印





様式第7号(第12条関係)

施 設 整 備 精 算 額 内 訳 書

(都道府県市名) 岡 山 市

(設置者の名称) 社会福祉法人

(施設の名称) 特別養護老人ホーム

	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A) 円	寄付金等収入 額 C 円	差引額 D(=A-C) 円	算定基準による補助基準額			補 助 金 額 H 円
					配分基礎 単 価 E 円	定員・施設 数 F (数)	補助基準額 G(E×F) 円	
特別養護老人ホーム(改築)								
特別養護老人ホーム(増築)								
施 設 整 備 費 計								

(注) 工事請負契約を締結する単位で作成すること。

工事完了報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地, 借地, 買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設, 拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>, 延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造(\_\_\_\_\_造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>, 延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造(\_\_\_\_\_造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取壊し)年月日

(2) 整備費

ア 施設整備工事費	_____円
イ 初度設備費	_____円
ウ 工事事務費	_____円
エ 合 計	_____円

(注) 1 工事見積書を添付すること。

2 見積額内訳表を添付すること。(工事見積書の項目と内容的に異なる項目がある場合、その算出根拠が分かるものを添付してください。)

(3) 施工実績

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - (ア) 着工年月日
  - (イ) 完了年月日

(4) その他参考資料

(添付書類)

- ・ 工事請負契約書の写
- ・ 工事完了を確認するに足る検査済書の写  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- ・ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- ・ 建物内外主要部分の写真
- ・ 工事契約金額報告書(別紙 )

3 設備整備費に係る事業内容

(1) 整備品目の内訳

各施設毎に設備備品一覧表を添付すること。

一覧表には、品名、規格等、数量、単価、金額の各項目を記載すること。

(2) その他参考資料

(添付書類)

- ・ 契約書(又は請書)の写
- ・ 検収調書(又はそれに代わるもの)の写

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住所

氏名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定を受けた 年度岡山市特別養護老人ホーム増築及び改築整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、岡山市特別養護老人ホーム増築及び改築整備補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)第17条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還額)

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第10号(第15条関係)

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名 印

財産処分等承認申請書

年 月 日付け岡山指令 第 号で交付決定のあった 年度岡山市特別養護老人ホーム増築及び改築整備補助事業により取得(又は増加)財産を下記のとおり処分したいので、岡山市特別養護老人ホーム増築及び改築整備補助金交付要綱第15条の規定により、その承認を申請します。

記

1 処分しようとする財産の名称

2 処分の方法

3 処分の理由